

# 第5回山梨県特別支援教育振興審議会

日 時 平成22年10月25日（月）午後2時～

場 所 甲府支援学校 多目的室

山 梨 県 教 育 委 員 会

# 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 審議のまとめ

(2) 特別支援教育振興審議会起草委員会について

(3) その他

4 そ の 他

5 閉 会

## 議題 審議のまとめ

これまで、4回の審議会を開催し、「軽度の知的障害に対応した高等部教育の在り方」「特別支援学校寄宿舎の今後の在り方」「特別支援学校の施設整備」「特別支援学校の適正規模・適正配置」「特別支援学校の今後の在り方」「障害のある全ての幼児児童生徒に対する特別支援教育の推進方策」「教職員の専門性向上」についてご審議いただいた。

委員各位には、それぞれの課題について、多様な観点からご意見をいただき、課題に対する推進方策等についても具体的な呈示をいただいた。

各審議事項に対する議論の概要、施策の方向性等を次のとおり取りまとめたので、ご検討いただきたい。

### 1 軽度の知的障害に対応した高等部教育の在り方について

#### (1) 課題

**課題：**特別支援教育の本格実施以降、その対象者は年々増加しており、中でも知的障害教育の対象者の増加が著しく、知的障害特別支援学校では障害の多様化に対応した教育が求められている。

また、軽度の知的障害生徒が増加している高等部にあつては、将来の就労を視野に、自立と社会参加を支援する必要が生じており、職業教育の充実等、新たな教育課程の実施が求められている。

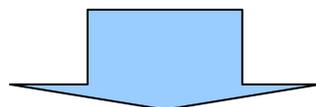
#### (2) 審議会における議論の概要

##### ① 高等部教育の在り方について

- ・発達段階に応じ、支援機能を充実させる必要がある。
- ・高等部段階の教育の選択肢を増やす必要がある。
- ・在籍する生徒の実態から、一つの教育課程の中で、いくつかのグループに分けて行うだけの対症療法的なやり方だけでは対応が追いついていかない状況がある。
- ・保護者は、軽度の障害の子どもたちにもっと高いレベルの教育を望んでいる。一方、重度の保護者は、重度の子どもに手が回っていないのではないかと不安がある。
- ・軽度の障害の子どもを教育を考えることは、重度の子どもを教育考えることに繋がる。
- ・全国的に、専門学科の設置、類型等の新たな取組がなされている。山梨県でも、軽度の知的障害の生徒と中・重度の障害の生徒への対応を充実させる必要がある。
- ・軽度の知的障害への発達支援、就労支援として、就労や社会参加への指導に重点を置いた学習環境をつくる必要がある。
- ・単純に軽度の子どもと重い子どもを分けるのではなく、いろいろな選択肢の中で、多様な教育を充実させるという点から高等支援学校（専門学科）の設置を望む。
- ・就労ということを意識して高等部の教育課程を多様に準備し、場合によっては専門学科を設けていくという方向性が必要である。
- ・特別支援学校に期待する保護者は多い。多様化するニーズに対応できる特別支援学校であることを望む。

##### ② 就労に向けた支援について

- ・就労を視野に入れた場合、「家族支援」「地域支援」も念頭に入れて検討する必要がある。
- ・就労の問題を、高等部の教育内容の創造だけで解決しようとしても難しい。
- ・学校だけで何とかしようという発想ではなく、移行支援やアフターケアなど、就労後の具体的な支援の動きもチェックする必要がある。



- 軽度の知的障害生徒の高等部教育について、将来の就労を視野に、自立と社会参加を支援する視点から職業教育を充実させるため、新たな教育課程の実施が必要である。
- プランの策定に当たっては、軽度の知的障害生徒に対する就労に向けた支援を充実させるため、学校教育のみでなく、家族支援や地域支援について検討するとともに、卒業後の就労支援の方策についても検討する必要がある。

## 2 特別支援学校寄宿舎の今後の在り方について

### (1) 課題

**課題：**障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて生活指導の充実等が求められているため、軽度の知的障害に対応した高等部教育の充実と併せて、寄宿舎を活用した指導について検討する必要がある。  
また、全泊の利用者数が減少している本県の寄宿舎の運営方法等の在り方についても、併せて検討する必要がある。

### (2) 審議会における議論の概要

- ・寄宿舎は、廃止する方向ではなく、有効利用の方向で考える。
- ・寄宿舎は、生活自立を支援する場として、例えば、宿泊体験をさせる等の経験を積ませる場として活用することを検討する。
- ・寄宿舎の教育的機能を見直し、もっと活用するべきである。
- ・単なる通学保障ではなくて、教育的機能に着目し、寄宿舎を特別支援学校の財産にする。
- ・寄宿舎は、通学保障の場ではあるが、異年齢の集団生活の場でもある。文化的な活動を含む生活の場として、その機能を活かす必要がある。
- ・寄宿舎は、障害のある子どもの教育の場として非常に大切である。高等部教育と関連して考える必要がある。
- ・高等部の軽度の知的障害の生徒が、寄宿舎を利用することで生活自立の力をつけることは重要である。
- ・学校と寄宿舎の教育的機能の違いを明確にする。
- ・学校教育からは得られない生活経験を寄宿舎のない学校の子どもにも提供していく必要がある。



- 特別支援学校の寄宿舎は、通学困難な児童生徒の通学保障の役割を今後も果たす必要がある。
- その上で、高等部等における障害のある生徒の自立や社会参加に向けて、「生活自立を支援する寄宿舎」としての役割を担う必要がある。
- さらに、学校における教育とは異なる寄宿舎の教育的機能を有効活用するため、次のような方策に取り組む必要がある。
  - ・職業自立を促すため、「産業現場等における実習」とタイアップした生活訓練の実施
  - ・生活能力の育成を図るため、異年齢による集団生活訓練や体験的な生活訓練の実施
  - ・寄宿舎未設置校の生徒に利用機会を提供するため、地域エリアの寄宿舎としての活用

### 3 特別支援学校の施設整備について

#### (1) 課題

課題：特別支援学校においては、児童生徒数の増加、障害の多様化が進んでおり、児童生徒数の今後の見通しを基に、適正配置、障害種別を踏まえた今後の在り方等について検討が求められている。

また、児童生徒数の増加に伴い教室不足が生じている学校、老朽化が著しい学校、障害種への対応に課題が生じている学校があり、施設等の整備が求められている。

#### (2) 審議会における議論の概要

##### ① 在籍者数の増と将来推計について

- ・保護者の特別支援教育に対する考え方が変化し、特別支援教育への理解が深まっており、特別支援学校の教育を受けさせたいという流れが強くなってきている。
- ・高等部に、発達障害や不登校の生徒など、様々な状態の子どもが進学してきている。
- ・特別支援学校の整備計画を含む将来構想を考える上で、基礎になる在籍者数の将来推計を継続し、精度を高める必要がある。

##### ② 特別支援学校の施設整備について

- ・ふじざくら支援学校、かえで支援学校の教室不足は深刻である。
- ・教室不足に対し、最低限の環境は整える必要がある。
- ・わかば支援学校は、老朽化が著しい。校舎配置は全体計画に基づいたものではなく、児童生徒数の増によって増築が重ねられ、大変入り組んだ配置となっている。
- ・知肢併置校であるふじざくら支援学校は、肢体不自由障害の指導に必要な特別教室の普通教室への転用を解消する必要がある。
- ・子どもの特徴に合わせた教育活動が保障できる施設や設備が必要である。
- ・優先順位を付けて計画的に対応していく必要がある。



- ふじざくら支援学校は、教室不足が常態化しており、教室不足数も多く、今後も児童生徒数の増加が見込まれることから、速やかに改善する必要がある。
- わかば支援学校は、築35年を経過し、老朽化が著しく、児童生徒数の増加による教室不足、活動上の安全性の課題等も抱えているため、早急に教育環境の整備が必要である。
- やまびこ支援学校は、平成20年から知肢併置校に移行したが、肢体不自由者の期待に添えるため、将来的な整備の方向性について検討する必要がある。
- その他の特別支援学校についても、子どもの特徴に合わせた専門的な教育活動を保障する観点から、各学校の現状と課題を踏まえた計画的な対応が必要である。
- なお、プランの策定に当たり、在籍者数及び学級数の推計を継続するとともに、推計の精度を高める必要がある。

## 4 特別支援学校の適正規模・適正配置について

### (1) 課題

**課題：**知的障害特別支援学校においては、児童生徒数の増加が著しく、増加傾向は今後10年程度続き、その後緩やかに減少するものの、現状ベースに戻るのは平成45年頃と推測される。特別支援学校の適正規模については、基準は特段示されていないが、200名を超える学校については大規模と位置づけられ、適正規模・適正配置の観点から検討が求められている。

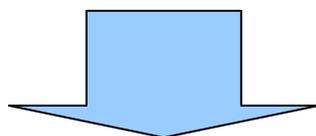
### (2) 審議会における議論の概要

#### ① 適正規模について

- ・知的障害の子どもにふさわしい教育を実践するためには、適正規模を意識する必要がある。
- ・大規模化は、学校運営面からも問題がある。
- ・わかば支援学校の大規模化解消のため、かえで支援学校が設置されたが、現在は両校ともに大規模化しており、適正規模・適正配置について再度考える必要がある。
- ・既設の特別支援学校に増築という対応ではなく、大規模化の解消、適正配置の視点から対応が必要である。
- ・わかば支援学校とかえで支援学校の今後20年間の児童生徒数の推移を見ると、緊急度が高いのは、かえで支援学校である。
- ・山梨園芸高校など統廃合される高等学校の跡地を活用し、軽度の知的障害の子どもや発達障害の子どもにとって魅力ある特別支援学校の設置が望まれる。

#### ② 適正配置について

- ・峡東地域の保護者は、山梨園芸高校跡地に、専門学科を有する新設校の設置を望んでいる。
- ・適正配置を考える時、通学時間、スクールバスの運行を考慮する必要がある。



○わかば支援学校の大規模化解消のためかえで支援学校が設置されたが、両校ともに大規模化しており、今後の在籍者数の推移を勘案し、適正規模・適正配置について検討する必要がある。

○特に、かえで支援学校は、今後も児童生徒数の大幅な増加が見込まれ、平成29年頃には300人程度の学校規模になると推測され、大規模化の解消と適正配置に向けた対応が必要である。

○また、その対応の検討に当たっては、県立高等学校再編後の施設の有効活用も視野に、整備計画を策定する必要がある。

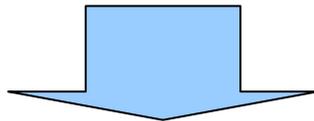
## 5 特別支援学校の今後の在り方について

### (1) 課題

課題：特別支援教育の本格実施に向け、特別支援学校の障害種別の組合せ、通学区域の見直し等を行ってきたが、本格実施から4年目を迎え、障害の重度・多様化など様々な課題が生じており障害種別の特別支援学校の教育の在り方について検討が求められている。

### (2) 審議会における議論の概要

- ・盲・ろう学校は、感覚障害に対する専門性、個性の面から、幼児から大人までの支援を行うセンター校として機能の充実を図る必要がある。
- ・在宅治療中の子どもの支援について、病弱特別支援学校のセンター的機能の拡充が必要である。
- ・サポート学習は、学習の補完に加え、保護者の支援についても充実する方向で検討が必要である。
- ・病弱支援学校には、高等部がないことから、義務教育以降の教育保障の方策について、当該生徒の実態調査を行い、支援体制、支援方法等について検討する必要がある。
- ・重複障害の子どもたちへの支援の充実のため、指導や支援の充実を図るとともに、特別支援学校間の連携の強化が必要である。



○感覚障害（視覚・聴覚障害）教育について、次のような方策に取り組む必要がある。

- ・専門性・個性の面から、幼児から大人までの支援を行うセンター校として機能の充実を図る。
- ・感覚障害教育における専門性確保の観点から、当面、現状を維持することとし、早期教育、高等部教育を中心に感覚障害者のニーズに応える学校としてその機能を発揮する。
- ・重複障害者の増加に対応するため、教育課程の改善・充実を図るとともに、重複障害者の受入体制等、今後の感覚障害教育の在り方について検討する。

○病弱教育については、次のような方策に取り組む必要がある。

- ・病状の回復に困難を伴う生徒等に高等部段階の教育を保障するため、実態調査を行い、病院に隣接する特別支援学校への併置等について検討する。
- ・病弱教育充実の観点から、中央病院若しくは北病院以外の医療機関で加療中の者又は病気による長期欠席者について、「サポート学習」提供の方策を検討する。

○身体障害（肢体不自由）教育については、次のような方策に取り組む必要がある。

- ・重度・重複障害児童生徒の安全を確保するため、医療的ケアの実施については、専門家の意見等を踏まえて対応するとともに、病院に隣接した病弱特別支援学校での受け入れについて検討する。
- ・重度・重複障害児童生徒の身体機能の保持・向上及び生活機能の向上等の支援を充実させるため、医療機関との連携の強化、専門家の活用等について検討する。

## 6 障害のある全ての幼児児童生徒に対する特別支援教育の推進方策

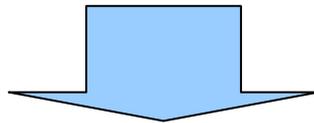
### (1) 課題

**課題：**特別支援教育の本格実施から4年目を迎え、全ての学校・園では、発達障害を含む障害のある子どもたちに対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援を行い、豊かな学びを通して人格の形成に寄与することが求められている。

### (2) 審議会における議論の概要

#### ① 就学前における推進

- ・医療、福祉、教育、保健等の関係機関の連携による総合的支援体制を構築する必要がある。
- ・「個別の教育支援計画」の作成と活用、就学前情報の小学校への伝達を促進する必要がある。
- ・就学指導委員会の市町村単独設置を促進し、就学指導の機能強化を図る必要がある。
- ・市町村教育委員会の主体的な取組の推進、就学事務担当者の専門性の確保や円滑な就学事務の促進を図るため、県教育委員会が適切な指導や支援等を継続する必要がある。



○就学前における特別支援教育を推進するため、市町村と連携を図り、次のような方策に取り組む必要がある。

#### ① 就学指導体制の整備

- ・就学指導委員会は、市町村単位での単独設置を基本方針として、就学指導体制の整備を促進する。
- ・市町村単位で、福祉、保健、教育等の関係者による「連絡調整会議」の設置を促進する。
- ・県教育委員会は、市町村の就学指導体制整備を促進するため、市町村就学事務担当者に対し、適切な情報の提供、専門性向上研修等の充実を図る。

#### ② 総合的な支援体制の構築

- ・域ごとに、県と市町村の医療、福祉、保健、教育等の関係機関が連携する場を設け、総合的な支援に取り組む。
- ・総合教育センター、特別支援学校、通級指導教室等を活用し、幼稚園等に対する相談支援を促進する。
- ・就学前における「個別の教育支援計画」、「相談支援ファイル」等の作成を促進し、小学校への引継及び作成を通して関係機関との連携強化を図る。

## ② 小中学校における特別支援教育の推進について

- ・通常学級でのサポート、通級指導教室の充実等、多様なシステムを有効に活用する必要がある。
- ・一人学級が増えているが、一人ひとりのニーズに対応しながら小集団の学習も保障する必要がある。
- ・特別支援学級は、子どもたちの安心・安全な居場所であるとともに、小集団の中で、友だち同志がかかわりあいながら成長、発達していく場としての機能を意識して運営に当たることが必要である。
- ・特別支援学級の設置について、拠点校方式等についても検討する必要がある。
- ・通級指導教室は、通常の学級の担任や学習内容と連携を図り、支援を充実させる必要がある。
- ・サポートルームの設置推進及び指導の充実を図る必要がある。
- ・特別支援学級、通級指導教室は、保護者の支援も含めて機能の充実を図る必要がある。
- ・「個別の教育支援計画」は担任が変わってしまうと引継がされていない状況もある。
- ・保護者の立場から、「個別の教育支援計画」作成はとても有効であるが、活用が課題である。



○小・中学校における特別支援教育を推進するため、各学校における主体的な取組を促進し、次のような方策に取り組む必要がある。

### ① 支援体制の充実

- ・支援体制の実効性を高めるため、校内委員会の開催、特別支援教育コーディネーターの活用、巡回相談の利用等支援体制の活用を促進する。
- ・「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と活用を促進し、小学校から中学校、中学校から高等学校への引継及び学校間の連携を強化する。
- ・通常の学級における指導や支援を充実させるため、特別支援教育支援員の積極的な配置と活用を促進する。

### ② 通級指導教室の機能充実

- ・通級指導教室の機能充実を図るため、「言語障害」と「発達障害・情緒障害」の複数の障害種に対応する「ことばと発達のサポートルーム(仮称)」の設置を検討する。
- ・通級指導教室について、保護者の支援を含めた機能の充実を図る。

### ③ 特別支援学級の運営強化

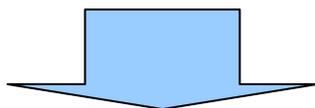
- ・特別支援学級の求められる機能・役割を整理し、学級設置の在り方、学習集団の確保、指導内容の充実について検討する。
- ・設置学級数や1人学級が増加している状況を踏まえ、対象者の障害に応じた学級の在り方、1人学級の設置・運営等について検討する。
- ・少人数学級における集団学習等の学習環境を確保するため、校長のリーダーシップのもと、校内連携を図る。

### ④ 教育的ニーズに応じた指導の改善・充実

- ・特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応えるため、通常の学級、特別支援学級及び通級指導教室における指導の充実を図る。
- ・児童生徒の障害の状態に応じた適切な指導や支援を行うため、通常の学級と特別支援学級及び通級指導教室との連携を図る。
- ・特別支援学級における教育課程の編成、自立活動の指導、学級経営の在り方等について、研究校を指定して実践研究に取り組み、成果を各学校にフィードバックして指導の改善・充実を図る。
- ・特別支援学級等に求められる専門的な力量を備えた担当教員を育成するため、研修等により専門性を向上させるとともに、当該者が長期的に特別支援教育に携わることができるシステムを構築する。

### ③ 高等学校における特別支援教育の推進について

- ・ 高校全体で特別支援教育体制を一律に推進することは、現状では難しい。
- ・ 支援のニーズや課題等が現れている高校から重点的に取り組む必要がある。
- ・ 発達障害等の生徒への支援を充実するため、校内支援体制の充実を図る必要がある。
- ・ 校内委員会の機能を充実させ、特別支援教育の視点に基づいた支援を推進する必要がある。
- ・ グレーゾーンの生徒に対する教育的ニーズの把握を促進し、支援の充実を図る必要がある。
- ・ 一般的に、発達障害と診断されると、就労できないのではないかという不安がある。就労に関する支援の方策をプランとして示す必要がある。
- ・ 就労生活支援センターやジョブコーチが就労のサポートしており、就労支援を継続する方途等を検討する必要がある。



○高等学校における特別支援教育を推進するため、特別な支援を必要とする生徒の実態把握に努めるとともに、次のような方策に取り組む必要がある。

#### ① 高校モデル事業の推進及び支援体制の整備・充実

- ・ 高校モデル事業の実践研究を更に推進し、成果を高校全体の取組に繋げる。
- ・ 支援体制の整備・充実を図るため、校内委員会の開催、特別支援教育コーディネーターの活用等を推進するとともに、特別支援学校のセンター的機能、外部の専門機関等の活用を推進する。
- ・ 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と活用を推進し、中学校との連携を強化する。
- ・ 発達障害等の生徒への支援体制の充実方策について検討する。

#### ② 特別支援教育に対する教職員の理解向上

- ・ 全教職員向けのリーフレット、高等学校コーディネーターハンドブック等を作成し、特別支援教育に対する理解を向上させる。
- ・ 高等学校の教職員を対象とした研修を充実する。

#### ③ 特別支援教育支援員の配置

- ・ 学習面や生活面の支援を充実させるため、高等学校におけるニーズを把握し、特別支援教育支援員の配置を検討する。

#### ④ 就労に結びつけた進路指導・就労支援について、福祉、労働等の部局との連携を深めて取り組みを進める。

## 7 教職員の専門性向上について

### (1) 課題

課題：障害のある子どもたちに対し、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行うためには、いずれの学校種においても教職員の専門性の確保・向上が求められている。

### (2) 審議会における議論の概要

- ・特別支援学級の担任には、保護者支援の役割が求められている。
- ・初任者研修での研修機会や特別支援学級担任の継続的研修などを検討する必要がある。
- ・体験学習、「個別の教育支援計画」作成など研修内容の改善を図り、実践に活かしていく必要がある。
- ・特別支援学級担任に免許所有者の優先的に配置を促進する必要がある。
- ・通常の学級、通常の学校における特別支援教育推進のためには、特別支援学校教員と小・中学校教員との人事交流が必要である。
- ・これからの特別支援教育は通常の学級、通常の学校で進めていくかが課題であるので、特別支援教育の専門性向上を目的とした人事交流を推進する必要がある。
- ・採用時の配慮や認定講習などにより免許をもっている教員数を増やす必要がある。



○全ての学校における特別支援教育を推進するため、教職員の専門性の向上に向けて次のような方策に取り組む必要がある。

#### ① 研修及び指導実践の充実

- ・全ての学校の教職員を対象に、管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級の担当者など、その求められる役割に応じた専門研修を充実させ、受講を促進する。
- ・小・中・高等学校における教科等の指導に関する実践研究を推進する。

#### ② 専門性のある教職員の計画的な養成・配置等

- ・特別支援教育の推進・専門性向上を図るため、小・中・高等学校と特別支援学校の人事交流を推進する。
- ・(独) 国立特別支援教育総合研究所への派遣などにより、特別支援教育に係る専門的な教員を計画的に養成する。
- ・特別支援学校教員免許状取得者を計画的に採用する。
- ・特別支援学校教員免許状の取得を促進するため、単位認定講習を継続して実施し、取得率の向上を図る。
- ・特別支援教育担当者の専門性や指導の継続性を考慮した人事配置を行う。

# 議題 特別支援教育振興審議会起草委員会の設置について

## 第1 起草委員会の設置

山梨県特別支援教育振興審議会（以下「審議会」という。）は、答申案の起草に当たり、山梨県附属機関の設置に関する条例第8条及び同条例施行規則第14条の規定に基づき起草委員会を設置する。

## 第2 起草委員会の所掌事務等

- (1) 起草委員会は、審議会における審議内容を整理し、答申の骨子となる草案の作成を行う。
- (2) 起草委員会は、第6回審議会に答申案を提案する。

## 第3 起草委員会の組織等

- (1) 起草委員会は、会長を含む審議会の委員4名をもって構成し、事務局が参加する。
- (2) 起草委員会の委員は、会長が指名する。

## 第4 起草委員会の会議

- (1) 起草委員会の会議は、2回とする。
- (2) 起草委員会は、会長が招集し、議長となる。